

『松浦宮物語』成立時期に関する再考察

～聖代描写を手がかりに～

A reconsideration on the Time of Authorship of “Matsuranomiya monogatari”

～from the Viewpoint of The Reigns Depicted～

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

亀 田 慎

Makoto Kameda

はじめに

『松浦宮物語』の「聖代描写」¹のうち、政治理論と為政者の描かれ方に着目し、物語の成立時期を探っていこうというのが本論の趣旨である。『松浦宮』はその場面によって恋愛・伝記・軍記・異郷・擬古と幾つもの物語要素を見せる特異な作品である²。これが藤原定家の手になるものである事は、古くは『無名草子』によって語られ、先学の研究によって今や通説となった³。研究は多岐にわたって行われているのだが、主として恋愛の場面、定家の和歌に通じる表現、神話や先行物語に通じる場面が注目され、一方であまり注目されずにいる場面が残されている。『松浦宮』はその他に、「人を用ゐることは、ただそのかたち、心に従ふべし」（32頁）⁴、「牝鶏の朝する戒め」（65頁）、「外戚の政に臨む、世の乱るる基なり」（97頁）等、作者の儒教的理想に基づいた政治理論が文皇帝・鄧皇后ら唐土の為政者を通して語られるのである。また、「聖の御代」（30頁）と治世を讃美する表現が施されている事は物語の表現として珍しいものではないのだが、当の為政者がそれを意識して善政を布こうと努める姿まで描かれている点は、作者の特別な熱意も感じられる注視すべき特徴であろう。だが、これらが作者の深く広範な漢籍の素養を以て描かれたものであるとの指摘はなされているもの⁵、更に一步踏み込んで「定家の描こうとした政治的理想とは何か」「定家の生きた時代とどう関係するのか」等について深く探っていこうとする研究は、全体に比べて未だ少ないと言えよう。

『松浦宮』のこうした特色を重点的に採り上げたものでは、深沢徹氏と金光桂子氏の論考が挙げられる⁶。深沢氏は、平安末期にもなると日本文化を大陸文化より優れていると自信を持ち始めたとする久保田孝夫氏の説⁷に準拠しつつ、『松浦宮』にその具体例を探ろうと試みた。そして鄧皇后が「我が国」という言葉を使って政治論を語っていることに注目し、そこに国家意識があると見たのである。

『愚管抄』の「女人入眼」⁸の思想にも似た国母意識が物語に注がれており、作者定家にとって「牝鶏の朝する戒め」は唐にのみ当てはまるものであり、女院と外戚により帝の政治を補佐する日本独自

の理想的政治の実現を、任子と兼実により叶える事を暗に示した展開を持つと考えたのである。金光氏は『明月記』に「牝鶏の朝する戒め」という表現が使われている事に注目した。それが丹後局を批判する内容である事に触れ、鄧皇后の発言が丹後局の政治介入に対する定家の批判的態度に基づくものとした。そして、中国の史書に記される賢后を模範として、政治執行者としての儒教的理想を注ぎ込み創り上げた定家の母后像が鄧皇后であるとした。そして、人を才能と精神に基づいて登用する理想政治の実現を、定家が任子に期待したものと提案した。

定家の和歌や『明月記』の記事に基づいた卓越した論であるように思われるのであるが、両論に共通して問題となるのが「外戚の政に臨む、世の乱るる基なり」について深く言及されていない点である。鄧皇后は戦乱の後にはこの理念に基づいて、縁者を取り立てはせず有能な人材を登用したのであり、作者の政治的理想を探るには重要な一場面である。鄧皇后の性格と役割を創作した作者の意図についての両氏の見解とは、明らかに対立する箇所であるのだから、詳しく考証する必要があるのではないだろうか。両氏の説に従うならば果たしてこれをどう解釈すべきなのか、疑問が残ってしまう。深沢説については、『愚管抄』の「女人入眼」は承久の乱前という特異な状況の下に説かれたものであろうと考えられるため、『松浦宮』の成立状況とも異なるという点で疑問が残る。また、定家に「女人入眼」の思想があったか否かも確たる論拠は見出せない問題も残る。更に言えば、「外戚」以下の発言には「我が国」との言葉は無く、氏忠がその政治姿勢を称賛する表現も見られるのである。

深沢氏は成立時期について詳しく言及はしていないものの、文治五年四月以降の間もない頃としていられる⁹、その時期特定の裏には従来の成立論が存在すると考えられる。金光氏は文治末から建久年間とする説に従っている。この成立時期の特定が先のような問題を引き起こしているのではないだろうか。『松浦宮』の成立論は、物語を浪漫的作品と捉えることで定家が浪漫的和歌に傾倒していた青年期の作品であろうという捉え方に拠る所が大きい¹⁰。具体的な考証としては、文治建久年間の定家の詠作に通じる表現が物語の随所に見られる事を石田吉貞氏が発表している¹¹。更に吉田幸一氏は、文治五年三月の定家の詠である

いつ我もふでのすさびはとまりゐて又なき人のあとといはれむ（598番）¹²

の「ふでのすさび」が物語創作を示す可能性を提案した¹³。これによって文治末成立説が多くの研究者に支持されることになったのだが、明確な証拠が挙げられないために、文治末以降建久年間の間で揺らいでいるのが現状である¹⁴。深沢・金光氏の採った観点の研究に於いては、文治末と建久末とでは明らかに定家の周辺事情が変化しているために、成立時期については殊に慎重に考えねばなるまい。

そこで私は、『松浦宮』に対して両氏とは逆の方向からのアプローチを試みようと思う。つまり、外戚批判や「牝鶏の朝する戒め」、その他物語に描かれる為政者の姿に着目し、これらを寧ろ成立論の手がかりとして、文治建久という広い成立時期の範囲の中から物語の創作される可能性の高い時期を探っていこうというものである。物語に登場する理想的政治の描写が、定家の周辺に起きた何時の出来事に、定家の何時の政治認識と関連していくのかを考察していきたい。

I. 『松浦宮』の成立時期の考察

1. 外戚政治への批判に関連して

外戚政治批判の発言は巻二に於いて為される。渡唐後、時の皇帝に手厚く迎えられた橘氏忠であったが、皇帝の崩御を機に、燕王と將軍宇文会が新帝（皇太子）を亡きものにせんと反乱を勃発させる。氏忠は住吉明神の援けを借りて宇文会を打ち破り、新帝側が燕王とその子息を毒殺する事によって太平の世が訪れるのであった。新帝はまだ幼い。人々は外戚政治の始まる事を予想したであろう。だが、

㉑「外戚の政に臨む、世の乱るる基なり」とのたまひて、人にすぐる御顧みもなし。ただ身の才、心の賢きを選ばれて、人を用ゐらるれば、おのおの心を添へて、世の治まらむ政を思ひ励むべし。（97頁／傍線は筆者による。以下同様）

と、鄧皇后はあくまで人の才能と心に基づいて人材登用を行った。それが更に臣下の心に響き、彼らも太平のために勤しむ事になったと言うのである。順序は前後するが、こうした鄧皇后の政治姿勢と対称的に表現される人物が宇文会と燕王である。

㉒（宇文会は）おのが力を頼みて人を用ゐず、親しきゆかり、年ごろのよしびによりて、將軍の名を借り、軍をねぎらへしかど、その命を失ふを見て、一人名を惜しみ、恥を知るものなくして（67頁）

㉓燕王の用ゐるところは、金を余せる商人、酒・色にふける少年なり。（同頁）

己の才覚のみ信じ、人の才覚を見極めようともせず、自分の縁者や親しき者ばかりを好んで登用する宇文会らの末路は悲惨なものであった。彼らとは真逆の政治を執行する鄧皇后を、氏忠は、

㉔高きにおごらず、易きに怠らず、うち休むひまもなく、みづから務めたまふ御心おきてをはじめ、いささかのひまあるべくもなく、磨ける玉のごと見えたまふ御さま、前の世ゆかしう、むかしのためしありがたげなり。（97頁）

と絶賛する。鄧皇后が執行せんとするものこそ理想的政治であるのだと、氏忠を通して作者は訴えようとしているのかもしれない。この「外戚」以下の箇所について石井由紀夫氏は、

鄧皇后の政治姿勢は、外戚政治を誡めるだけではなく、人の才能によって役職を考えるべきであるという意見であり、少し穿って考えれば、作者藤原定家の置かれた平安末期から中世初期の生活環境に対する批判でもあった。

と述べている¹⁵。『松浦宮』の成立事情に関わる重要な意見と思われるのだが、その「批判」が誰の何に対するものであるかは言及されていない。藤原定家という一個人の生涯を思うならば、「外戚政治を誡める」発言には注意して触れねばならない。定家が仕えた九条家の主である兼実が天皇家とのつながりを持たず、外戚としての地位を武器に出来ずにいたため、頼朝の推挙によってようやく内覧を命ぜられ、文治2年3月12日に摂政としての地位を獲得した¹⁶。しかも後白河院は近衛基通を依然として寵愛し、院は九条家よりも近衛家に愛着を持っていたため、兼実の力はあつてないようなもの

であった。そのあり様を「叙位除目毎度摧心肝、実生涯無其要事也、雖自今以後以不過之事果懸其殃歟可恐可慎」と、また「無權之執政孤隨之撰錄薄氷欲破虎尾可踏半死々々」と述懐するほどであった¹⁷。それだけに、文治5年4月3日に任子入内の内許のあったことは兼実のみならず九条家一同にとってこの上ない吉報であった¹⁸。定家としても、主家が外戚として権力を得る事は御子左家の榮華にも通じる願いでもあったに相違ないのである。『拾遺愚草員外』「後法性寺入道関白殿舎利講」には、

たねまきし春をわすれぬつまなれや垣ほにしのおやまとなでしこ（2738番）

年をへて子日になるゝひめこ松ひくにぞちよのかげも見えける（2739番）

とある。ここにおける「たねまきし春」は九条家の繁栄を、「やまとなでしこ」は任子を、そして「ひめこ松ひく」は任子の入内を、「ちよのかげ」は後鳥羽天皇の庇護を暗示しているという¹⁹。深沢氏もこれらを探り上げ、任子入内に対する定家の期待を論じている。この定家が、主家であり自己の理解者である九条家の将来を正面から否定するような表現を果たして物語に用いるだろうか。

そこで考えたいのが、土御門通親の存在である。通親は兼実を失脚させた張本人として有名である。彼がそこまでの権力を手にするまでに至ったのは、後鳥羽天皇の乳母である藤原範子を妻にしたことによる所が大きいと見える。これにより通親は天皇に接近し、更には寿永2年8月20日に後鳥羽が即位すると、範子と能円の間に生まれていた在子を養子とし、後鳥羽の女房として出仕させ、外戚としての地位を確立せんとした²⁰。その結果は、任子が建久6年8月13日に皇女（昇子内親王）を生んだのに対して、在子は11月1日に皇子（為仁親王）を生んだ事で、通親に軍配が挙がった。そして建久7年、通親は兼実謀反の疑いありと上奏したのである。結果、11月24日に中宮が内裏より八條院へと追い出され、定家はそれに付き従う形で政変を目の当たりにする²¹。翌日、兼実は関白を罷免され、前摂政藤原基通が関白となっている²²。追い打ちをかけるように、26日に慈円が天台座主の地位をおわれ²³、翌月には兼実の弟兼房が太政大臣を辞してしまう²⁴。良経は内大臣の職に残ったものの、以後籠居を五年続けることになる²⁵。

建久9年1月5日、通親は後院別当となり²⁶、11日には後鳥羽天皇の讓位と共に院司となった²⁷。そして3月3日に為仁親王が即位すると、通親はいよいよ外戚として権力を振るう事になる。

物語における外戚・縁者を重用する政治に対する批判は、為仁親王の出生以後であればこそ為し得た事ではなかったのだろうか。九条家は定家にとって、その生涯に渡る願いである和歌の家の復興を叶えるための一つの光であった²⁸。その九条家を陥れたのは他でもなく、外戚の地位を勝ち取った通親であったのである。それ故に、鄧皇后の発言の裏に定家の通親に対する恨みの念があった事は十分に考えられる。

2. 「牝鶏の農する戒め」について

『松浦宮』において鄧皇后は、常に過去の賢帝の御代に習い政治を執行し、理想的政治を行おうと

常に心がけている。そうした政治意識の中で何よりも鄧皇后が懸念していたのは、女性が政治に介入しなくてはならない事態を、どう臣下に伝えるかであった。鄧皇后が女性の政治介入に否定的であり、己を卑下して政治的発言を述べるような場面は物語の随所に見られる。

㊦我おろかに卑しき女の身（67頁／傍線は筆者による。以下同様）

㊧牝鶏の朝する戒めを恐れて、掖庭のせばき身のうへのことをだに、君のみことのりにあらずして、一事詞を加へ行はざりき（67頁）

㊨我が国の習ひ、女主朝に臨みて、かならず乱る跡多かるなむ（98頁）

㊩いはむや、おろかなる女の身、しることなくて万機のまつり事にのぞむ、いかばかりのあやまちかあらむ（98頁）

㊪いま、卑しくおろかなる女、聖の御代の跡を慕ふによりて、人なほ我が心を疑ひ、罪かうぶるべしと恐れて、示し告ぐるところなし（98頁）

㊦㊨㊩のような発言に根付いているものが、㊧㊪に見られる思想にある事は明白であろう。この思想は「妻が夫に代って権力を行使することは武運の衰え尽きる因であるとの古人のいましめ」に基づくものであって、『旧唐書』『新唐書』『後漢書』『群書要』など多くの文献にも見える有名な思想である²⁹。

「はじめに」で触れたように、定家は「牝鶏の朝する戒め」という言葉を『明月記』にも記している。そこで触れられているのは、正治元年から建永元年まで世間を騒がした源仲国の妻の信託事件である。これは故後白河法皇の信託と称して廟堂を建て莊園を寄進する事を求めたもので、後鳥羽上皇も悩まされたのであるが、終に建永元年5月20日、妖言であるとして仲国夫妻を追放したのであった。

今日聞建武貞観之徳政、感涙難抑、只恨牝鶏之晨、扶桑豈無影乎、嗟乎何為乎、（『明月記』）
定家は後鳥羽の采配を称賛する一方で、「牝鶏之晨」を恨む心情を綴っている。『三長記』はこの事件を丹後局の「結構」であると記しており³⁰、『愚管抄』『玉葉』にも彼女の介入を記していることから、定家が「牝鶏之晨」として非難したのは丹後局であると考えられる。丹後局こと高階栄子は女房として後白河の寵愛を受け、権勢を欲しい俣にした女性であり、文治の頃より兼実も彼女の強大な力に脅かされる事が度々あった³¹。丹後局に翻弄される兼実の姿を、定家は幾度も目にしていた事であろう。兼実失脚に彼女も関わったという事は『愚管抄』にも説かれる有名な話である。

また、丹後局と同じく政変に関わった女房として卿局こと藤原兼子の存在も注目される³²。彼女は後鳥羽院政における除目に深く関与しており、定家も昇進の願いを彼女によって幾度も打ち砕かれており、その憤りを『明月記』に記している³³。卿局は藤原範兼の娘であるが、父亡き後は父の弟範季の養子となっている。この範季に養育されたのが後鳥羽であり、後鳥羽の乳母範子と共に兼子は、その身の回りの世話をしたと考えられている。そして後白河の崩御と共にいよいよ影響力を持ち出し、政治への介入が目立ち始め、兼実も彼女の存在を恐れていたのであった³⁴。

鄧皇后の発言は、暗に丹後局や卿局等、政治に介入した女房達に向けた定家の非難の心を表わしているのではないだろうか。外戚を否定する発言と合わせて考えると、それは深沢氏や金光氏の言う撰閣家と后への期待を込めた表現ではなく、政敵に対する真っ向からの政治批判として見る事ができるのである。

II. 『松浦宮』に描かれる為政者と近臣の姿

天皇の周囲を囲っていたのは何も通親や女房だけではなかった。天皇の乳母・乳父の関係者を始めとして天皇に近い関係を持った者も近臣として仕え、後鳥羽院の近臣となった後でも定家は彼らとは一線を画していた事を自覚していた³⁵。実は、彼ら近臣に対する批判的態度が物語における皇帝近臣の役割に注がれていると見る事が出来る。『松浦宮』は、近臣が氏忠非難の諫言をした後に、文皇帝・鄧皇后がそれを切り返し、結果として氏忠を擁護するという構造上の特徴を持っているのである。最初にこの構造が見られるのは、氏忠が皇帝に初めて召された時のことである。皇帝は氏忠の才能にほれ込み、身辺の世話にも心を尽くし、親しみを込めて近くに呼んで話しかけるなど、寵愛ぶりが甚だしかった。それを見た皇帝の大臣達は次のような諫言を述べる。

- ①「我が君、天の下しろしめししより、いさめごとに従ひ、政を治めたまふこと、流れに棹を下すがごとし。いやしき草刈、山がつのことまで捨てたまはず。いまはるかなる境より渡り参れる旅人の、よはひ至らぬを近づけ用ゐたまふこと、御代のきざとなりぬべし」(31頁)

文の前半では上奏文の通例の如く、皇帝への賛辞が述べられる。しかし本心では皇帝のために言っているのではなく、氏忠の才能に対する嫉妬から彼を陥れようとしたのであろう。この場面の直前で皇帝は氏忠に諸芸を習わせているのだが、すべてに於いて「本の国の人、及びがたくのみ」あって、「めざましう思ふかたも」と書かれているのである。さて、この大臣達の諫言を皇帝は受け入れようとはせず、こう切り返している。

- ②「漢武の金日磾、我が国の人にあらざりき。人を用ゐることは、ただそのかたち、心に従ふべし」(32頁)

この箇所では従来注目されているのは金日磾の名であり、或いは日磾および霍光が氏忠のモデルである可能性も説かれている³⁶。しかし、金日磾の故事を用いてまで作者が伝えたかった事柄に今一度注目せねばなるまい。文皇帝は氏忠の年齢や出自ではなく、「かたち」「心」を見たのである。この理念は後に鄧皇后の政治姿勢として再登場するが、これこそが『松浦宮』の聖君像の一つであると考えねばならない。そして、そうした視点を廷臣によって教わるのではなく、皇帝自身が堂々と発言している事も重要なのである。氏忠を巡る君臣のやりとりは、文皇帝の亡き後も見られる。文皇帝の意志は母后に受け継がれるのである。住吉明神の助けを借りて宇文会を倒して後日、氏忠は晴れ晴れとした思

いで鄧皇后のもとに参上する。その頃、皇后は先帝の遺言書を尉遲憲徳・鄧立成に見せていた。憲徳は先帝が特に重用し、その忠誠心は世間でも有名な人物で、先の戦乱に於いても活躍した人物である。鄧立成は皇后の兄であり、大尉衛將軍となって天子を補佐する役割を担っている。先帝の遺言は次のようなものであった。

①もとの位卑しく、齡至らずとも、その勲功あらば、官位を惜しまるまじきよしなり。(70頁)
如何にも先帝らしい遺言であろう。廷臣が氏忠の「もとの位」や「齡」に託けて不満を漏らす事も見越していた。先帝は「勲功」をこそ大事にすべきであると訴える。先の文に共通する聖王の姿は、亡き後も輝きを絶やさない。また、ここに於いて氏忠の庇護者は先帝から母后へと譲渡されたことも重要である。さて、燕王・宇文会の反乱を平定し、平和が回復した所で、氏忠は帰国を母後に願い出る。しかし、積極的に願う事は憚られた。理由は次の如くである。

②限りある跡によりて、三年を過ぐすべきうへに、「卑しき際にだに位を授けられぬ人は、帰る習ひなし①」とのみ、人も誘ひ思へれば、わづらはしかるべけれど、「これはなにの例をも知らず、ただ思はん志を違へじ」と、後の心を尽くしていたはりたまふ②。(75頁)

①の訴えは廷臣によるものである。氏忠の願いを斬り捨てんとする悪心から起こった訴えであろう。高官についたものが帰った例はないというのは、或いは阿倍仲麻呂の事を引合に出しているのかもしれないが、それも伝承と違った言いぶりである。由無き事を述べたてて氏忠の帰朝を妨げようという廷臣の企みと捉えるべきなのだろう。氏忠の願いを縛りつけるものは廷臣の言う「習ひ」である。氏忠も「わづらはし」と感じ取っていたが従うより他はなかった。しかし母后は違う。②「心を尽くしていたはりたまふ」のである。先例に縛られずに、自由に時と場合を見定める母后の人間性が窺える。とは言い、なにも母后は常に型破りな人間である訳ではない。

③「いづれも世を治めたまふ君、かならず身の過ちを知りたまはず。いはむや、おろかなる女の身、知ることなくて、万機の政に臨む、いかばかりの過ちかあらむ。向かへる面をはばかりて、行なふところをいさめずして、下に誘ふことをする、国のため身のため、さらにその益なし。むかしの跡に任せて、とがを誘れ」(98頁)

この他、燕王・宇文会の反乱の際、戦略を立てようとする時には己の案を「謀」と卑しむように述べており、先にも触れたように随所で己が身を「卑しき女の身」と言うなど、常に皇后は謙虚である。こう発言して皇后は「誹謗の木」を立てたのだが、その振る舞いは賢王として名高い舜の先例に倣ったものである³⁷。それを考えると皇后のこうした謙虚さもまた、定家の考える賢王の姿に基づいたものなのであろう。さて、皇后に対してさしたる不満もないために誘ふ人もいない。皇后は泣きながら、賢王の御代でもこの木を立てて、身の咎を知る術としたのであるが、女の身であるから賢王の頃と比べて何をされるか判らないと人々は恐れているのだらうと、つらつらと語るのである。それを見て、ある人が書状を差し出すのであった。

④君、朝に臨みたまひてのち、はからざるに国の災ひを鎮め、窮まれる民の力を休めたまふ。さ

らに堯舜の世に異ならず。しかるに、我が国いまだ例なきこと、竜武大將軍が身にあり^①。外蕃の人として、齡、もとも若し^②。たちまちに高さ位に昇れるのみにあらず^③。むかしよりつくる位授けられぬ人、本の国に帰る習ひなし^④。いま聞くがごとくは、月日を数へて、その纜を解かむとす。彼此跡なき政ただ一人が身にあり^⑤。国人にあらず、齡の若きをきはらず、掲焉の勲功を賞せられれば、帰郷の謀をとどめて、長く君に仕うまつる人とあるべし。いま行なはるるがごとくは、ひとへに朝の疵とあるべし^⑥（99頁）

内容からして提出者は廷臣であろう。彼らの関心はやはり①「竜武大將軍」氏忠の事であった。前置きが「君」を持ちあげる内容である形式は相変わらずである。聊かくどい訴えのようにも思えるこの諫言は、言わばこれまでの廷臣の訴えの集大成であり、これまで語られた内容を集約しているものであるのだ。②は①の「いまはるかなる境より渡り参れる旅人の、よはひ至らぬ」と同じであり、③は氏忠が竜武大將軍となったことを指す。④は④と同じ訴えである。⑤は度々取り上げている先例や習いを気にし続ける廷臣の執着が表されている。⑥に至って皇后への脅しにかかるのである。この言いぶりもまた、①の「御代のきずとなりぬべし」と同じなのである。これまでの鬱憤を全て掻き集めた廷臣の訴えは、綺麗な言葉で飾り立てた脅しとなり、氏忠はおろか母后をも追い詰める。だが、母后は全てに反撃を加える。

⑦これみな理りの至りなり^⑦。ただし、我が国幸ひなくして、たちまちに堯舜の君に別れたてまつりて、秦漢の軍起こる。河北の二十二郡、ひとりの仇を防ぐ臣なくして^⑧、軍の来たること、流る水よりも速やかなり。つひに九重の深き宮を出でて、劍閣のあやふきかけはしに赴く。いはむや、むなしき野中にして、すでに敵の矢先に向かはんとするに、百司六軍、従へるものも、謀を出だし、力を尽くさむとせず^⑨。いま、燕の国を滅ぼして、我が宗廟を全うせるは、ただ一人が力なり^⑩。非常のことありて、非常の功を立つるは、また古き跡なり^⑪。行なはざるべきにあらねば、位を授けたれど、当たるところは万戸の侯、千金の賜なり。十が一にだに当たらず^⑫。またみづから否び退くゆゑなり^⑬。また、本の国に帰ることは、我が勸むるところにあらず。鬼神の守り導く、ゆゑ異なる人なれば、その志を破らば、いよいよ恩を忘るべし^⑭。

我、もとより嘆きいためど、またとどめむ謀なし。重ねて謀り定めよ^⑮（100頁）

まずは①で肯定をする。しかし、その先に続く内容は廷臣に対する批判である。あれやこれやと誹謗をしているが、自分達はいざ「軍起こる」時になると「仇を防ぐ」ことも出来なかったではないか、と後は②③で暗に訴えかける。④それでは誰が「宗廟」を守ったのかと言うと、「ただ一人」竜武大將軍氏忠である。⑤では廷臣の執着をばっさりと斬る。「例」であるとか「習ひ」であるとか言うが、「非常」事態に「非常」なる勲功を施す事も亦、「古き跡」ではないか、と。それどころか、氏忠の実績に比べれば、実際に与えた位は⑥「十が一に当たらず」ないのであるのだ。更に氏忠を擁護するために⑦でその姿勢の程を語る。⑧はなかなか解釈が難しい表現であるが、唐という国から受けた恩恵を日本国で氏忠が語るならば、唐の面目も立つというものであろう。しかし、これだけ尽くしたというのに、

帰朝の望みを叶えてもらえずにいたら、たとえ唐に残っても恩恵など感じる筈もなく、忠誠心も消えてしまうと想像される。そうした意味で「その志を破らば、いよいよ恩を忘るべし」と言ったのであろう。⑨「重ねて謀り定めよ」とは言われたものの、こうなってはぐうの音も出ない。

作者はこの後、廷臣達が内心では氏忠を亡きものにしようと思っていた事を述べる。その思いも、氏忠が宇文会を倒したことを考えれば叶うまいと挫折し、また、毒を飲ませて欺こうと思いつつも、鄧皇后の察しが鋭いために果たされぬであろうと諦める。最早詮方なく、氏忠の帰国を認めざるを得ないのであった。

以上のように『松浦宮』には、氏忠を厚遇せんとする皇帝・皇后、忠に徹しようとする氏忠、そして才覚を妬み彼を阻まんと思ふ廷臣、という三つの立場による構造的特徴が存在する。この『松浦宮』独自の展開の鍵となるのは廷臣による誹謗とそれを論理的に打ち返す君の賢さであり、それこそ作者が力を込めて創りあげた『松浦宮』のもう一つの姿であるのだ。後年に定家は、天皇の周囲を女房や乳母一族の近臣が如何に寵愛を受けているかを綴り、そうした繋がりを持たない自身と彼らを比べている事もあった³⁸。建久の政変後間もない頃は、羨ましきよりも恨めしさの方が勝っていたであろうし、それが物語における近臣の誹謗として表わされ、彼らを打ち負かせる事は定家にとって現実世界にあって欲しいと望んでいた展開であったのかも知れないのである。

Ⅲ. 定家にとっての文治建久期

1. 定家の抱く理想の賢王像

これまで『松浦宮』の為政者の賢王としての姿を見てきたが、次に定家の賢王像を見ていきたい。定家は漢籍を引用して堯舜等の賢王の御代への憧れの心情を『明月記』に綴っているがことが指摘されているが³⁹、その賢君像が具体的にどのような点において『松浦宮』の賢王像と一致しているのかは考える必要があるだろう。定家が殿上人として仕えた人物で、賢王として称賛している天皇を取り上げてみたい。

その一人は高倉である。安元元年12月8日、俊成が右京大夫を辞任することによって定家は高倉天皇の侍従となっている。後白河が和歌に興味を示さなかったことから、俊成が高倉に期待していたのではないかと推測される。高倉が院となった後も定家は院の殿上人となって仕えていたのであるが、治承5年正月14日に高倉院は崩御してしまう。

新院已崩御、依庭訓不快日來不出仕、今聞此事、心肝如摧、**文王已没**、嗟乎悲矣、情思之、世運之盡歟（『明月記』）

定家は「文王」のように優れた君主が亡くなってしまったのだと、高倉の崩御を嘆いている。高倉は『古今著聞集』巻第四に「風月の御才は昔にも恥ぢぬ御事ぞと世の人申ける」⁴⁰と、『愚管抄』巻第

二に「漢才殊ニ、御学問アテ、詩作り雑筆ナド好ミテ、女房ノ申文ナドイヒテ遊シタル物オホカリケリ」⁴¹と書かれているように、文を好み、文に優れていたという伝承が残っている。『平家物語』にも、

優にやさしう、人の思ひつき参らするかたも、おそらくは延喜、天曆の御門と申すとも、争でか是にまさるべきとぞ人申しける。大かたは賢王の名をあげ、仁徳の行をほどこさせまします事も、君御成人の後、清濁をわかたせ給ひてのうへの事にてこそあるに、(424頁)⁴²

等、高倉を理想的の天皇として描いている。脚色の面を抜きにしても高倉は人望の厚い人物で、また「延喜天曆」を例に出して称賛されているあたり、文化的な人物であったことは間違いないようである。高倉が定家を和歌によって採用した可能性は薄いと考えられるが、それでも和歌の家の復興を目指していた定家は、父と同じように高倉院の将来にかなり期待していたに相違ない。それ故に「文王已没」した今を「世運之盡歟」と嘆くばかりであったと思われる。

次に考えるべきは後鳥羽であろう。後鳥羽と定家は後年にさまざまな確執があり、和歌から他の諸芸に興味を広げた後鳥羽を定家は非難してもいるのだが、定家にとって後鳥羽は家の復興の一番の功労者であったと言っても過言ではない。後鳥羽への述懐を探る参考資料として、「達磨歌」の言葉で有名な『拾遺愚草員外』「堀川院百首」の詞書を挙げる。

但件人望僅三四年歟、自_レ文治建久_ニ以來稱_レ新儀非據達磨歌_ニ、爲_レ天下貴賤_ニ被_レ惡已欲_レ被_レ弃置_ニ、及_レ正治建仁_ニ蒙_レ天滿天神涙助_ニ、應_レ聖主聖朝之勅愛_ニ、僅繼_レ家跡_ニ猶携_レ此道_ニ事、秘而不_レ淺(下巻・111頁)

ここに「聖主聖朝」と定家がある存在を讃えている人物こそ後鳥羽である。後鳥羽と定家は正治二年を境に接触を始めるのだが、その接触に通親や六条家の人間の妨害があった。正治二年の中頃に、「初度百首」の催しが行われるという話が巷の噂になっており、歌人選出の議定の場において、定家の名も挙がってはいたらしいのだが、不採用となってしまう。

而内府沙汰之間、事忽變改、只撰老者預此事云々、古今和歌堪能、撰老事未聞事也、是偏聊季經略、爲弃置予所結構也、季經經家彼家之人也、全非遺恨、更不可望、

(『明月記』正治2年7月18日条)

西園寺公経によれば、通親の「家之人」となっていた季経が、定家を後鳥羽に接触させまいとして「結構」したのであった。もともとは西園寺公経が定家を推挙しているという話であった。だが定家はそれほどの期待をしていなかった事を綴っている。そもそもは後鳥羽による選出自体が突然の出来事であったのである。だがこの日に及んで季経や通親により否決されたと知ると憤りを露にし、数日後の記事には「此百首事凡非叡慮之撰云々、只權門物狂也、可彈指」と記している⁴³。後鳥羽の意図を無視して近臣が定家との接触を妨害したのである。この件は俊成の申し状によって改めて定家も歌人に選ばれる形で事無きを得た。歌人として選ばれる事自体が「二世願望已滿」⁴⁴出来事であったが、更に定家を喜ばせる知らせが舞い降りる。定家の和歌を殊に気に入った後鳥羽が、定家に内の昇殿を認

めたのであった。これを定家は心から喜んだのだが、注目すべきはこの出来ごとの何に喜んだかであり、『明月記』には具体的それが記されている。

此事凡存外、日來更不申入、大驚奇、夜部歌之中有地下述懷、忽有憐愍歎^㉑、於昇殿者、更非可驚、又非懇望^㉒、今詠進百首、即被仰之條、爲道面目幽玄、爲後代美談也、自愛無極、道之中興最前^㉓、已預此事、更ニ不及左右、即申此由了、(『明月記』正治2年8月26日条)

㉑にあるように、定家は昇殿が許された事を喜んだ訳ではないのである。㉒㉓にあるように、定家の和歌を後鳥羽が気に入った事をこそ心からの喜びとし、それこそが「通面目幽玄」「後代美談」であるからこそ、「自愛無極」なのであった。以後定家がどのように後鳥羽院の傍で活躍したかは先学の研究で明らかにされている事であるため省略するが、正治2年の出来事が定家にとっての転換期であった事は間違いない。先の「聖主聖朝之勅愛」とは、誰かの推挙でもなく、ただ和歌の才能を見て己を認める人物の登場に対しての正直な思いであった。定家にとっての賢王とは、己が生涯の使命である和歌の道と相通ずるか否かであり、自身と家を和歌という才能によって認めてくれるか否かであったに違いない。その理想像は自然と『松浦宮』に語られる文皇帝の姿と一致していくのである。

2. 文治建久期の定家と「欲被弃置」

定家にとって文治建久の前は「文王」高倉の傍に仕えた時代、後ろは「聖主」後鳥羽によって己が才能を認められ傍に仕えた時代であった。では、当の文治建久期を定家はどのように感じ取っていたのだろうか。「正治初度百首」や「千五百番歌合」に詠進した和歌の中には「祝」と題して後鳥羽の御代の永き事を願うものがあるが、「千五百番歌合」には「雑」題で次のようなものがある。

和歌の浦にかひなきもくづかきつめて身さへくちぬと思ける哉 (1100番)

これは、賢王たる後鳥羽によって認められ救われた定家が、文治建久期を述懐しての和歌と考えられている。文治建久期の自身は「身さへくちぬ」状態であった。彼をそこまで追い詰めたのは、果たして何であったのだろうか。そこで、もう一度「堀川院百首」詞書を見たい。

自_レ文治建久_ニ以來稱_レ新儀非據達磨歌_ニ、爲_レ天下貴賤_ニ被_レ惡已欲_レ被_レ弃置_ニ、

ここでは文治建久期を「新非據達磨歌」と非難をされていた時代としている。「達磨歌」の称はだいた建久五年前後に始まったものと考えられているため、これは定家自身が文治年間から新風和歌の創作に没頭していたが故の表現と受け取れるようである⁴⁵⁾。では「欲被弃置」は何を意味するのであろう。六条家らによる誹謗はあったとしても、定家は種々の歌会に参加しているのであるし、『六百番歌合』なる大行事が催されている時期であって、「欲被弃置」までの事態になったとは考えにくい。この矛盾に対して村松雄二氏は「欲被弃置」の表現が、先の「正治初度百首」に関連した記事に出ていることに注目し、

達磨歌と嘲笑されたことによるのではなく、正治期に至って、後鳥羽院が歌人として舞台の正面に乗り出してきた状況下で企画された「正治初度百首」の当初メンバーから六条家の季経ら

の画策によって自分が外されようとした有名な事件にからんでいたと思われることである。と述べている⁴⁶。「自_二文治建久_一以來」という時期の表記方法に対して疑問を抱いた氏の、『明月記』の表記に基づいた達見であるが、私としては「爲天下貴賤被惡已欲被弃置」と「應聖主聖朝之勅愛」が対応するように表記されている事に注目したい。表現方法からは、「聖主聖朝」との接触が断たれた時代の定家の心情を表わす言葉として見る事もできるのである。高倉の崩御後は文事に興味関心を示すような、定家にとっての「聖主」には出会わずにいたのも事実である。実は定家は後鳥羽が即位すると共に内の殿上人となっているのであるが⁴⁷、その頃の後鳥羽には和歌への関心がなかったと考えられている。しかも、後鳥羽の周辺には既に女房が囲んでおり、かの通親も後鳥羽の近臣としての地位を確立せんと画策していたため、定家にとって後鳥羽は時を重ねるごとに遠い存在となっていたに違いない。それ故に、任子入内に対して非常なる期待が注がれたと考えられる。

そして「天下貴賤」によって「欲被弃置」となった出来事を考える時、私は、定家の望みを悉く打ち砕かれた建久七年の政変もまた、「欲被弃置」に相応しい出来事であると考え。建久七年の政変について、兼実を陥れるために通親達の行った方法が世論の扇動であるとの指摘が彦由三枝子氏によってなされている⁴⁸。彦由氏によれば、関白辞退要求の噂・中傷・風評が巷にはびこり、九条兼実邸を動揺させている事が『三長記』に記されており、それが反兼実派による兼実排斥世論の形成と流布蔓延によるもので、世論によって結果的に兼実が関白を辞退せざるを得ない状況に追い込まれたと見る事が出来るようである。ここで注目すべきは、噂が九条家の家司の人々にも矛先を向けていた事である⁴⁹。

或人告示云、參九条殿之人、関東將軍成咎、可用心云々、此事不可信縱又雖成咎、以御恩立身之者不可有不參、運命在点、宿報也、不可諂々々々、(『三長記』建久7年11月28日条)

九条殿に仕える者も悉く「関東將軍」頼朝によって糾弾されるから用心せよと、長兼は或人に忠告されている。長兼はそれには従わない意思を記しているが、恐らくは家司の者とはその事について話したであろうし、その対象に定家もいたに違いない。世論は九条家も定家も追い込み、救おうというものは誰もいない状況であった。まさに「爲天下貴賤被惡已欲被弃置」事態である。

期待されていた撰関家の栄華も通親によって打ち砕かれ、しかも九条家に仕えていた六条家の経家は九条家から遠ざかり、近衛家や通親の所に入出入りしている⁵⁰。恐らくは季経も同じ行動を取っていたであろう。通親との接触によって季経らは後鳥羽や為仁親王と接触する機会を得ていった事が考えられる。定家の身に起きた異変は彼の詠作熱を冷めさせるに十分な効果を発揮した。悉く九条家主権の歌合が全くなくなってしまった事情もあり、また病気にかかっていた事もあるとは言え、絶望の淵に立たされたも同然の彼には、和歌を詠むような元気もなかった。『明月記』には建久8年の記事がわずかに残っている。

黄昏着束帶、依駒牽事也、退出之後、送一行右中辨許、

立馴之三世^乃雲井^乎今更^爾隔^天見^鶴霧原^乃駒

返事歸廬即持來

時乃間乃隔鳴覽立馴之雲井爾近霧原乃駒（『明月記』建久8年8月16日条）

今となっては、と思い返す心の奥底で定家の心情は暗い。思い描いていたであろう定家の夢の数々を、いかにも政変は粉々に砕いてしまったのである。「右中弁」藤原資実は励ます他になかったであろう。いつかいつかと生きるより他は無かったに違いない。他日、「少輔入道」寂蓮が「仁和寺宮」守覚法親王の仰せを伝えに来ている。

天晴、少輔入道來、一日依召參仁和寺宮、仰云、欲詠五十首和歌、定家父子可詠進之由可相示者、時云、身雖憚多聞此事、無左右領狀、宮御事更不似事（『明月記』建久8年12月5日条）
定家はまだ喜ぶまでに気持ちが晴れていないのか、淡々とこれを記した。恐れ多いと遠慮をする辺り、立場の回復は未だ見込めなかったと見えるが、とりあえずは仰せに従っている。

建久九年になっても定家の身辺の状況は変わりを見せない。ますます力を蓄えて行く通親の記事を記していくばかりであり、一方でこの頃、書写、写経、抄出といった作業が見られ、鬱々とした心の慰めに行っていたのであろう。鬱屈した思いは「仁和寺五十首」にも反映されている。

あすしらぬけふの命のくるまに此世をのみもまづなげく哉（1669番）

かばかりとうらみすてつるうき身ほどまれのちの猶かたき哉（1670番）

たちかへり思ふこそ猶かなしけれ名はのこるなる苔のゆくへよ（1671番）

わくらばにとはれし人も昔にてそれより庭のあとたえにき（1672番）

のこる松かはる木ぐさの色ならですぐる月日もしらぬやど哉（1673番）

定家にとっての建久年間後半とは正しく不遇の時代であり、ひたすらに過去を思い返すばかりの日々であった。「欲被弃置」にふさわしい時代であったと言ってよさそうである。

おわりに

以上、『松浦宮』の政治理論から物語の成立が建久七年の政変以降である可能性を見出し、為政者の姿に定家の求めた賢王の姿が反映されている可能性を探ってきた。建久七年の政変以降の定家は、「聖主聖朝之勅愛」にも触れることなく、寧ろ「天下貴賤」から見捨てられていたも同然の絶望的な心持であった。『松浦宮』は、この建久七年の政変に関わった後鳥羽周辺の間人達に対する、そして世間全般に対する定家の憤りと、史書に書かれる賢王への憧れから創り上げられた物語であった可能性が高い。確かに先学の指摘するように、定家は唐土に対して浪漫的世界を求める和歌を幾度か詠んでおり、それが建久年間までの詠作に見られるのも事実である。「夢」「月」「恋」を唐土の象徴として歌う定家の浪漫的世界観が、『松浦宮』の恋物語に注がれているとする見解に反対するつもりなど毛頭ない。だが、定家の唐土に対して抱いていた憧れを単に浪漫的世界のみに求める事は出来ないと思うのである。

定家が『明月記』に綴った大陸への憧れが、賢王を追い求める気持ちを表している事もまた事実なのである。であるが故に、物語には定家の憧れの両面が注がれていると見る事ができるのではないだろうか。しかも、その浪漫を明るい浪漫と見る事も憚れる。物語に於いて日本国の御門が賢王として描かれる事は一度もあらず、それどころか唐土より帰国した氏忠は日本国を冷ややかな目で見ているのである。

④心強くふりはへ思ひ立ちし道なれど、野山の木草、鳥の音まで、恥づかしき目移りの卑しさ、
国のさま、世の習ひ、(134頁)

帰国した氏忠の思いは複雑である。様々な未練を振り払い、強いて船出を思い立った帰国の旅路であったのだが、いざ帰ってみて目に映る物は、氏忠に感慨すらも与えない。しみじみと懐かしさすら感じない。唐土という「大国」で見えてきた風景、動物、触れてきた人に比べて、なんと見劣りするものであるかと、がっかりしている。かと言って唐土に戻れるわけでもない。心は唐土を思いやりながら、氏忠は日本で暮さねばならない。この氏忠の心情もまた、氏忠を介した政変以後の定家の本心であったのではないだろうか。如何に唐土に夢を抱こうとも、自身のいる世界は日本であり、賢王を望む事も叶わず、天下貴賤によって捨て置かれた絶望の中を生きていくしかない。この心情がやがて、正治年間以降に見られる暗い心情を内に秘める類唐的和歌⁵¹を生みだしていったと考えることができるのである。

また、本論ではあまり触れる事の出来なかったが、六条家の人間達に対する批判的態度も物語の中に注がれていると考えられている⁵²。今後は六条家の人物にも焦点をあて、『明月記』等の記述をもとに、定家の彼らに抱いていた心情を深く探り、物語との関連を更に探って参りたい。

注

- 1 「聖代描写」という言葉は、金光桂子『松浦宮物語』と『我身にたどる姫君』—聖代描写について—(「大阪市立大学文部紀要 人文研究」第52巻・第3分冊/2000・12)に拠る。
- 2 萩谷朴「松浦宮物語は定家の実験小説か」(「国語と国文学」第46巻8号/1969・8)。
- 3 石田吉貞「松浦宮物語作者は藤原定家か」、水野治久「松浦宮物語の成立年代と作者について」、手塚政男「定家の物語創作—有心体究明の準備—」(東京大学国語国文学会「国語と国文学」第17巻・第6号/1940・6)、萩谷朴「松浦宮物語作者とその漢学的素養(上・下)」(東京大学国語国文学会「国語と国文学」第18巻・第8~9号/1941・8~9)。
- 4 以下、『松浦宮物語』の本文と頁数は、樋口芳麻呂、久保木哲夫・校注、訳『新編日本古典文学全集40 松浦宮物語 無名草子』(小学館/1999・5)に拠る。
- 5 注2萩谷氏論文。
- 6 深沢徹「モデル小説」としての『松浦宮物語』—夭折の貴公子へのレクイエム—(説話と説話文学の会・編『説話論集 第九集』(清文堂出版/1999・8)所収)、金光氏前掲論文。
- 7 久保田孝夫「吉備真備伝と『松浦宮物語』—絵伝から物語へ—」(「日本文学」47巻5号/平成1998・5)。
- 8 本文は、岡見正雄、赤松俊秀・校注『日本古典文学大系 86 愚管抄』(岩波書店/1967・1)に拠る。149頁。
- 9 深沢氏が、その論拠とする「後法性寺入道関白殿舎利講」の開催された時期を文治5年4月8日と推察してい

- る事に基づく。
- 10 石田吉貞『藤原定家の研究』（文雅堂書店／1957・3）。
 - 11 石田氏前掲論文。
 - 12 定家の和歌の本文、通し番号は、久保田淳『訳注 藤原定家全歌集 上下』（河出書房／上巻＝1985・3〔初版本〕／下巻＝1988・3〔再版本〕〔初版本は1986・6〕）に拠る。傍点は筆者による。以下、同様。
 - 13 吉田幸一「松浦宮の成立年時と作者についての考察—文治五年三月定家廿八歳頃の作か—」（平安文学研究会『平安文学研究』第23輯／1959・7）。
 - 14 建久初期と提案する樋口芳麻呂『松浦宮物語』『物語二百番歌合』の成立時期について（東京大学国語国文学会『國語と國文学』第五十七巻・第五号／1980・5）や、建久6年とする神尾暢子「擬古物語の題名松浦一頭昭批判と亡母追慕—」（『学大國文』41号／1998・2）、正治元年以降と提案する草野美智子「藤原定家と松浦宮物語」（和歌文学会『和歌文学研究』第四一号／1979・11）等。
 - 15 石井由紀夫『松浦宮物語』における構想の破綻（『釧路論集』第9号／1978・11）
 - 16 頼朝の推薦と兼実撰政就任については『大日本史料』文治二年三月十二日条に詳しい。
 - 17 『玉葉』建久2年11月5日条。表記は、国書刊行会『玉葉 第一～三』（国書刊行会／第一巻1906・2／第二巻1906・6／第三巻1907・3）に拠る。以下同様。
 - 18 『玉葉』文治5年4月3日条。
 - 19 谷知子「九条家の舍利講と和歌」（『中世文学』37号／1992・6）、同「新古今歌人の十如是の和歌について—九条家の舍利講を舞台として—」（『語文』59号／1992・10）、同「九条兼実仏舎利奉納願文」をめぐって（『日本文学』45巻7号／1996・7）。なお、深沢氏も同論考を参考している。
 - 20 土御門通親については、竜肅「村上源氏の使命と通親の業績」（『鎌倉時代（下） 京都—貴族政治の動向と公家の交渉』（春秋社／1957）、桑原博史「源通親伝素描」（『山岸徳平先生頌寿 中古文学論考』（有精堂出版／1972・12）所収）、橋本義彦『人物叢書 源通親』（吉川弘文館／1992・9）などに詳しい。
 - 21 『三長記』建久7年11月24日条。
 - 22 『公卿補任』建久7年。
 - 23 『三長記』建久7年11月26日条。
 - 24 『三長記』建久7年12月9日条。
 - 25 建久七年の政変とその背景に関しては、竜肅氏前掲論文、多賀宗準「兼実とその周辺」（同氏・編『玉葉索引 藤原兼実の研究』（吉川弘文館／1974・3）所収「解説」内）、彦由三枝子「建久七年十一月政変—再考—」（『三長記』を素材として—）（『政治経済史学』第461号／2005・1）等。
 - 26 『公卿補任』建久9年項。
 - 27 『三長記』建久9年正月11日条。
 - 28 久保田淳『王朝の歌人9 藤原定家』（集英社／1984・10）、村山修一『人物叢書 新装版 藤原定家』（吉川弘文館／1989・10）、五味文彦『藤原定家の時代—中世文化の空間—』（岩波新書（新赤版）178／岩波書店／1991・7）等。
 - 29 『全釈』129頁の注。
 - 30 『三長記』建永5年10日条。本文は、『増補史料大成 第31巻 三長記』（臨川書店／1965・9）に拠る。
 - 31 丹後局の生涯、及び建久七年の政変との関わりについては、竹内理三「丹後局」（日本歴史学会・編『歴史と人物』（吉川弘文館／1964・11）所収）、西井芳子「丹後局」（円地文子・監修『人物日本の女性史 第5巻 政権を動かした女たち』（集英社／1977・7）所収）等に詳しい。
 - 32 注25の五味氏書籍。
 - 33 『明月記』建仁3年正月13日、元久2年正月30日条等。
 - 34 兼子の生涯については、外村久江「卿局」（円地文子・監修『人物日本の女性史 第5巻 政権を動かした女たち』（集英社／1977・7）所収）に詳しい。また、女房として影響力を持っていた点については、注19の五味氏書籍の他、五味文彦「聖・媒・縁—女の力—」（女性史総合研究会・編『日本女性生活史2 中世』（東京大学出版会／1990・6）所収）、同氏「卿二位と尼二位—女人入眼—」（総合女性史研究会・編『日本女性史論集 2 政治と女性』（吉川弘文館／1997・11）所収）等。
 - 35 秋山喜代子『山川歴史モノグラフ3 中世公家社会の空間と芸能』第3章 中世前期の近臣の番（山川出版社／2003・10）
 - 36 注3に同じ。
 - 37 『新編全集』頭注、『全釈』注に詳しい。

-
- 38 『明月記』建暦3年5月22日条。
- 39 謝奏『『明月記』に見る藤原定家の漢籍受容』(好恵辺大学国際文化学会「国際文化学」第十三号/2005)。
- 40 本文は、永積安明、島田勇雄・校注『日本古典文学大系 84 古今著聞集』(岩波書店/1966・3)に拠る。133頁。
- 41 『大系』116頁。
- 42 本文は、市古貞次・校注、訳『新編日本古典文学全集 45 平家物語①』(小学館/1994・6)に拠る。
- 43 『明月記』正治2年7月26日条。
- 44 『明月記』正治2年8月9日条。
- 45 松村雄二「定家—達磨歌をめぐって—」(『和歌文学論集』編集委員会・編『和歌文学論集8 (第一回配本) 新古今集とその時代』所収(風間書房/1991・5))。
- 46 注45に同じ。
- 47 「転任所望事」と題された定家申文「東京国立博物館所蔵文書」(『書道芸術』16巻/中央公論社/1972・6)に「寿永二年秋、添列仙人以来」とある。
- 48 「建久七年十一月政変—再考—『三長記』を素材として—」(『政治経済史学』第461号/2005・1)
- 49 『三長記』建久7年11月28日条。
- 50 谷山茂『谷山茂全集 第四巻 新古今時代の歌合と歌壇』「第三章 歌合をめぐる六条家と御子左家」(角川書店/1983・9)
- 51 注10に同じ。また、石田吉貞「定家的妖艶の形成—死美の誕生」(『文学』第40巻8号/1972・8)にも詳しい。
- 52 注14 神尾氏論文。